

小野町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年2月28日

本部長（町長）

- 1 中華人民共和国はじめ世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、2月27日（木）18時30分過ぎ、国から感染拡大を防止するための措置を講じるよう強いメッセージが発出されたことに伴い、町としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
（令和2年1月29日付け健康福祉課内に設置した「警戒対応本部」からの切替え。）

- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長
	企画政策課長
	税務課長
	町民生活課長
	子育て支援課長
	産業振興課長
	地域整備課長
	出納室長
	議会事務局長
	教育課長
	町消防団長（新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条第2項第3号）
	健康福祉課長（事務局）
特別本部員	田村警察署長
	田村消防署長
	田村医師会代表
	田村歯科医師会代表
	田村薬剤師会代表

- 4 本部の庶務は、健康福祉課において処理する。なお、「小野町新型インフルエンザ等対策マニュアル」を「小野町新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」と読替え運用するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。